

# 定額給付金のお知らせ

地域活性化、生活対策の一環として定額給付金が給付されます。  
志賀町では、平成21年2月1日を基準日として、世帯主あてに、  
通知書を送付しました。

通知書を受け取った人は、平成21年10月1日までに、定額給付  
金の受給にかかる申請書を提出してください。

## ◎定額給付金給付対象者

平成21年2月1日現在、志賀町に  
住所を有した住民

## ◎給付金額

- 65歳以上…20,000円
- 18歳以下…20,000円
- 右記以外…12,000円

## ◎給付方法

- 指定の金融機関口座への振り込み
- 現金による支給（役場本庁舎または  
富来支所での受け取り）

※申請後、口座振込日または支払  
日を通知します。

## ◎申請に必要なもの

- 定額給付金受給申請書（必要事項を  
記入・押印）
- 申請者本人を証明する運転免許証、  
保険証などの写し（コピー）
- 指定する口座の通帳の写し（コピー）
- ※現金給付の場合は不要

## ◎申請方法

- 通知書に同封された返信用封筒によ  
る郵送

・志賀町役場本庁舎または富来支所  
申請

※本人を証明する運転免許証、保  
険証などの写しや、指定する口  
座の通帳の写しは、受け付けで  
職員がコピーします。

※申請書の受付期間は、平成21年  
10月1日までとなっています。

期限内に申請がない場合は、定  
額給付金の受給を辞退したもの  
とみなしますので、期間内に忘  
れずに申請してください。  
※給付金の支払いは、後日、町か  
ら送付する決定通知書でお知ら  
せします。

問い合わせ先：役場 定額給付金窓口

☎32-5998（直通）

☎32-5999（直通）

※この電話は、臨時電話のため町内  
IP電話の取り扱いができません。

## 定額給付金が狙われる 振り込め詐欺に 気をつけて!

志賀町では、定額給付金事業を  
外部業者に委託していません。  
制度や申請方法がわからない場合は、  
志賀町役場までご連絡ください。

定額給付金窓口 ☎32-5998  
☎32-5999

怪しい電話や手紙が届いたら、  
羽咋警察署 (22-1122)、警察相談電話 (#9110)  
またはお近くの交番・駐在所にご連絡ください。

1 ATM(現金自動預払機)  
の操作をお願いする  
ことはありません。

2 給付のために、  
手数料などの  
振込みを求める事は  
絶対にありません。



志賀町防犯委員  
羽咋警察署  
からのお知らせ

## 子育て応援特別手当

多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、  
対象となる世帯に平成20年度の緊急措置として、子育て応援  
特別手当を支給します。

### ◇支給対象となる子

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ど  
も（平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの  
子）であって、第2子以降の子どもが対象となります。

第2子以降の判定については、18歳以下の子どもの中か  
ら年齢順に第1子、第2子と数えていくことになります。

### ◇支給額 支援対象児童一人につき3万6千円を支給します。

### ◇支給先

支給対象となる子のうち、第2子以降の子が属する世帯の  
世帯主に支給します。

### ◇支給手続

志賀町では、子育て応援特別手当にかかる通知書を、平成  
14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子がいる  
世帯の定額給付金の通知に同封しました。

その子が第2子以降の該当となる世帯主の方は、同封され  
ています申請書に口座番号などの必要事項を記入の上、免許  
証や健康保険証などの本人を確認できる書類の写しと、口座  
振込先金融機関の通帳の写しを添えて、子育て支援課へ提出  
してください。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎32-9122  
町内IP 8-32-9122

# 定額給付金分で地元消費をしましょう！

町内全てのお店が対象の

ただし、税金、公共料金（電気料含む）、遊戯場、治療・保険料は除きます。

**1割分お得な志賀町共通プレミアム付商品券を発行**

**4月25日(土)・26日(日)に文化ホールと活性化センターで交換会を開催**

「定額給付金の受給申請のお知らせ」を各世帯へ郵送しましたが、その「お知らせ」の世帯全体給付額以内の現金（商品券交換証明書を添付）に1割分をプラスしたプレミアム付商品券（千円単位）を販売します。地元で消費してもらい町の経済活性化を目的としています。

◇商品券有効期限は4月25日～10月24日までの半年間です

◇商品券販売期間は4月25日～6月24日までの2カ月間です

4月25日(土)、26日(日)に志賀町文化ホールと富来活性化センターで交換(販売)会を行います。その他の日は平日のみ両商工会で交換(販売)します。  
(午前9時～午後4時)

**プレミアム付商品券の注意点**

商品券交換証明書と定額給付金交付額以内の現金を商工会ま

で持参した人と商品券と交換してもらうものです。

**商品券交換証明書は再交付しませんので、必ず現金と一緒に持参してください。**ただし、金額または一部交換などの選択は自由ですが、1万円未満には1割分のプレミアム分が付きません。  
(例) 1万円なら1万円分、2万円なら2万2千円分の商品券となります。(プレミアム分は千円単位)

志賀町共通プレミアム付商品券交換証明書 (注意) この証明書は再交付しません

この証明書を商品券交換時に持参して下さい

この商品券は町内全ての店舗、ガソリンスタンド、土木・建築業、宿泊、飲食業など、(例) 遊戯場、治療・保険料を除く。町内に店舗・事業所を有する全ての業種の方に取扱店として(町内金融機関・商工会にて)登録をお願いするものです。

■商品券交換日時：4月27日(月)～6月24日(水) [土・日・祝を除く]  
午前9時～午後4時まで

■商品券交換場所：志賀町商工会 又は 富来商工会

※4月25日(土)、26日(日) 午前9時～午後4時まで  
は、志賀町文化ホール及び富来活性化センターにて  
交換会を行いますので、この証明書を持参のうえ、  
お越しいただきますようお願いいたします。

■発行者 志賀町(住所：志賀町志賀 1-1 TEL:32-1111 (代))  
■発行枚数 志賀町商工会 志賀町高須町二の13-1 TEL:32-1002  
富来商工会 志賀町富来領家町10-10 TEL:42-2562

志賀町共通プレミアム付商品券交換額		
商工会受付印	商工会受付印	商工会受付印
第1回目	第2回目	第3回目
交換金額 ¥ 0,000	交換金額 ¥ 0,000	交換金額 ¥ 0,000

※交換は貴世帯の給付金(万円単位)が限度額です。  
分割して交換される方は次回もこの交換証明書を必ず持参願います。

この商品券交換証明書を持参してください。  
「定額給付金の受給申請のお知らせ」の裏面に添付

## 店舗・事業所の方は「取扱店申込書」を

町内の金融機関または、商工会へ提出してください



- \* 税金、公共料金（電気料金含む）、遊戯場、治療・保険料の取扱店は除く。
- \* 町内金融機関とは店舗の口座がある、北國銀行、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、JA志賀の各本・支店であり、使われた商品券の持ち込み(換金)は、志賀町商工会または、富来商工会へ持参してください。
- \* 振込は毎月2日(おおむね15日・30日)に指定口座へ振り込みします。

志賀町共通プレミアム付  
**商品券**  
取扱店  
有効期限 平成21年10月24日まで